

注意報発令

**インフルエンザの定点あたり報告数が国の示す注意報基準を超えたため、
全県に注意報を発令します。**

～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和7年第45週（11月3日～11月9日）のインフルエンザの定点当たりの報告数は **11.20** となり、国の示す注意報基準（定点あたり報告数 10）を超えました。

【参考】

- 流行期入りの目安 定点あたり報告数 1
 注意報の基準 定点あたり報告数 10
 警報の基準 定点あたり報告数 30（警報終息の基準 10）
- 今シーズンで初めて、全県で流行期入り、注意報、警報基準を超えた週
 流行期：2025(令和7)年第43週（10月20日～10月26日）：定点あたり 2.05
 注意報：2025(令和7)年第45週（11月3日～11月9日）：定点あたり 11.20
 警 報：—
- 昨シーズンで初めて、全県で流行期入り、注意報、警報基準を超えた週
 流行期：2024(令和6)年第46週（11月11日～11月17日）：定点あたり 1.75
 注意報：2024(令和6)年第50週（12月9日～12月15日）：定点あたり 10.34
 警 報：2024(令和6)年第52週（12月23日～12月29日）：定点あたり 35.36

2 予防方法等

- 外出が必要な場合はマスクを着用し、人混みを避けてください。
- 具合が悪いときは外出を控え、イベント等への不参加を徹底しましょう。
- 発熱や咳などの症状がある方は、登校／出勤はしないようにしましょう。
- 外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
- バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
- 室内では、適度な湿度（50～60％）を保ってください。
- 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
- り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。

3 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、発症から5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。